⑤ 雇用対策

民間等の労働力需給調整事業

概　要

労働力需給調整システムの体系

- **労働者派遣事業**
  - 派遣労働者数　約133万人（平成19年平均）
  - 派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うこと
  - （労働者派遣法第５条）**一般労働者派遣事業** ―― 許可制
    - 25,585事業所（20.3月末現在）
    - 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業
  - （労働者派遣法第16条）**特定労働者派遣事業** ―― 届出制
    - 44,481事業所（20.3月末現在）
    - 常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業
- **職業紹介事業**
  - 求人及び求職の申込みを受け、求人者との間における雇用関係の成立をあっ旋することを業として行うこと
  - （職業安定法第30条）**有料職業紹介事業** ―― 許可制
    - 12,808事業所（19.3月末現在）
  - **無料職業紹介事業**
    - （職業安定法第33条）学校等、特別の法人、地方公共団体以外の者 ―― 許可制
      - 661事業所（19.3月末現在）
    - （職業安定法第33条の２）学校等 ―― 届出制
      - 5,210校（19.4.1現在）
    - （職業安定法第33条の３）特別の法人 ―― 届出制
      - 94法人（20.4.1現在）
    - （職業安定法第33条の４）地方公共団体 ―― 届出制
      - 36道府県1区44市23町3村1組合（20.4.1現在）
- **労働者供給事業**
  - 供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることを業として行うこと（労働者派遣に該当するものを除く）
  - **労働組合等** ―― 許可制
    - 80組合（20.1.1現在）
- **募　集**
  - **文書募集** ―― 自　由
    - 新聞、雑誌等を用いて労働者を募集するもの
  - **直接募集** ―― 自　由
    - 事業主又はその被用者が直接労働者に働きかけて応募を勧誘するもの
  - （職業安定法第36条）**委託募集**
    - 事業主がその被用者以外の者に委託して労働者の募集を行わせるもの
    - **無報酬のもの** ―― 届出制（57団体　19.3月末現在）
    - **上記以外** ―― 許可制（42団体　19.3月末現在）